

随意契約によることとした理由

1 件 名

コンビニエンスストア設置に係る市有財産の貸付

2 内 容

市の行政財産を有効活用し、新たな収入を確保するとともに、市民の利便性の向上や職員の福利厚生の実現を図るため、本庁舎内にコンビニエンスストアを設置する。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市安佐北区安佐町大字久地655番地の1

(2) 名称

株式会社ポプラ

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本貸付契約のコンビニエンスストア運営事業者の選定に当たっては、入札金額だけで運営事業者を選定する一般競争入札ではなく、貸付料に加えて、運営体制や商品等のサービスその他を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、3者から企画提案書が提出され、「広島市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者プロポーザル審査委員会」において審査した結果、(株)ポプラを運営事業者（最優秀提案者）として選定したことから、当該事業者と随意契約を締結するものである。